

○天理市総合計画審議会条例

昭和53年12月25日条例第23号

改正

昭和63年10月8日条例第14号

平成元年6月29日条例第31号

平成9年3月26日条例第1号

平成12年9月28日条例第26号

平成17年3月28日条例第3号

平成17年9月26日条例第16号

平成25年3月29日条例第1号

平成26年3月27日条例第15号

天理市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、天理市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、天理市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の長
- (4) 公共的団体の役員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に、専門の事項を調査させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年10月8日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 6 月 29 日 条例 第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 26 日 条例 第 1 号 抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 9 月 28 日 条例 第 26 号)

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日 条例 第 3 号 抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 26 日 条例 第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 18 年 7 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 条例 第 1 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日 条例 第 15 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。